

平成19年 第2回

# 福島町議会

## 臨時会 会議録

平成19年4月27日 開会

平成19年4月27日 閉会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成19年4月27日（金曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	2 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町 長 あ い さ つ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	4 頁
○日程第3 会期の決定 .....	4 頁
○日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について（平成18年度福島町一 般会計補正予算（第6号）） .....	4 頁
○日程第5 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（提 案説明・質疑・討論・起立採決） .....	6 頁
○日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について（提案説明・質疑・討論・起 立採決） .....	10 頁
○日程第7 議案第3号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締 結について（提案説明・質疑・討論・起立採決） .....	14 頁
○日程第8 議案第4号 財産の取得について（提案説明・質疑・討論・起立採決） .....	15 頁
○日程第9 議案第5号 平成19年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）（提案説明・質疑・討論・起立採決） .....	15 頁
○閉会の議決・閉会宣告 .....	15 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案 1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	4月27日	原案可決
2	町税条例の一部改正について	4月27日	原案可決
3	丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について	4月27日	原案可決
4	財産の取得について	4月27日	原案可決
5	平成19年度福島町一般会計補正予算（第2号）	4月27日	原案可決
6	平成19年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	4月27日	原案可決
報告 1	専決処分した事件の報告について （平成18年度福島町一般会計補正予算（第6号））	4月27日	報告済

## 平成19年第2回

# 福島町議会臨時会

平成19年4月27日（金曜日）第1号

---

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について  
(平成18年度福島町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第5 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第4号 財産の取得について
- 日程第9 議案第5号 平成19年度福島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第6号 平成19年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

---

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について  
(平成18年度福島町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第5 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第4号 財産の取得について
- 日程第9 議案第5号 平成19年度福島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第6号 平成19年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

---

### ◎出席議員(14名)

議長	14番	溝部幸基	副議長	13番	金沢秀一
	1番	杉村志朗		2番	金澤安治
	3番	滝川明子		4番	成田民夫
	5番	平野隆雄		6番	木村隆
	7番	佐藤多市		8番	杉村欣一

9番 要田 東  
11番 加藤 雅行

10番 佐藤 孝男  
12番 安藤 安雄

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	丁子谷 雅男	財務課長兼財務グループ参事	花田 春夫
出納室長	本庄屋 誠	町民課長兼住民グループ参事	川岸 勤
産業課農林グループ参事	極 檀 忠男	建設課長兼建設グループ参事兼水道グループ参事	新山 佳隆
農業委員会事務局長	(極 檀 忠男)		
監査委員	花田 修一	監査委員補助職員	(石堂 一志)

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂 一志	議会グループ総括主査	坂口 稔
議会グループ主事	吉澤 裕治	議会グループ書記	松林 明香

---

(開会 午前10時00分)

---

## ◎開会・開議宣告

---

○議長(溝部幸基) おはようございます。

ただいまから、平成19年第2回福島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎町長あいさつ

---

○議長(溝部幸基) 日程に入る前に、村田町長より申し出がありますので、あいさつを行います。

村田町長。

○町長(村田駿) おはようございます。

平成19年第2回福島町議会臨時会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

大千軒岳の稜線はまだまだ白一色でございますが、本格的な桜前線が津軽海峡を渡るのも、ここ数日のうちと予想されてございます。

委員の皆様におかれましては、何かとご多忙中の中でのご出席、誠にありがとうございました。

4月21日の土曜日、第7回北海道福島会の総会、懇親会が東京において開催されましたが、100名を超える会員の出席があり、私と溝部議長ともども出席をして、ふるさと福島の近況を報告し、地場産品の抽選会なども行いながら、福島町への益々のご支援とご協力をお願いしてまいったところであります。

当日は、九重親方と大関千代大海関も会場に駆けつけ、記念撮影の中に入って盛り上がるなど、会員の皆様にも大変喜んでいただいたところでもございます。

また、昨日はパークゴルフ場のオープンをいたしました。1人でも多くの方々のご利用を期待しているところでもございます。

本日、提案いたしております議案につきましては、条例の一部改正が2件、工事請負契約の締結が1件、財産の取得に係る議案が1件、補正予算

が2件、そして専決処分に伴う報告が1件、計7件のご審議をお願いするものでございます。

なお、財産の取得に関する議案につきましては、住民記録等電算システム及び電子計算機器等の取得に伴うものであり、さきの特別委員会においてもご審議をいただいたところでありますが、計画時点よりも安価での取得内容を持って、今議会にご提案申し上げたところでもございます。

議案の内容につきましては、このあと担当課長より詳しく説明させますので、ご審議をいただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、私のあいさつといたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基) 村田町長のあいさつが終わりました。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

○議長(溝部幸基) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番滝川明子議員、4番成田民夫議員を指名いたします。

---

## ◎諸般の報告

---

○議長(溝部幸基) 日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。  
安藤議会運営委員長。

○12番(安藤安雄) おはようございます。

第2回臨時会の開会にあたり、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

まず、議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、会期については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長(溝部幸基) 議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、ただいま安藤議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸報告もすでに印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

---

## ◎会 期 の 決 定

---

○議長（溝部幸基） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

## ◎報告第1号 専決処分した事件の報告について（平成18年度福島町一般会計補正予算（第6号））

---

○議長（溝部幸基） 日程第4 報告第1号専決処分した事件の報告について（平成18年度福島町一般会計補正予算（第6号））の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

花田財務課長。

○財務課長（花田春夫） おはようございます。

それでは、議案の35ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号専決処分した事件の報告についてでございます。

次に、37ページをお願いします。

平成18年度福島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分した内容でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ1,754万3,000円を追加しまして、総額をそれぞれ30億4,405万8,000円とするものでございます。第2条は、第2表の地方債補正でございます。

次に、40ページをお願いします。

第2表地方債補正（変更）でございます。

起債の目的は公有林整備事業債でございます。補正前が370万円、補正後にあつては30万円減の340万円でございます。利率、償還の方法等については記載のとおりでございます。

詳しくは、議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

起債の目的は、ただいま申し上げましたように、公有林の整備事業債でございます。補正額は30万円の減額でございます。起債区分、充当率でございますけれども、公有林整備事業債100パーセントの充当率でございます。今回の減額補正によりまして、18年度の起債額でございますけれども、1億7,390万円となるもので、交付税算入の算入率はございません。摘要欄に今回の減額の理由でございますけれども、起債対象外事業費の精査によって、今般30万円を減額するものでございます。

次に、歳出の事項別明細を説明いたしますので、47ページをお願いします。

2款総務費、1目財政町政基金費1,754万3,000円の追加でございます。25節積立金で1,754万3,000円の追加でございます。今般の積み立ての中身につきましては特別交付税が決定されたこと、それと起債の財源調整したものを調整いたしまして、1,754万3,000円を積み立てするものでございます。

次に、48ページです。

6款農林水産業費、3目町有林造成費、さきほど起債で申し上げましたように、一般財源のほうへ財源繰替えするものでございます。

次に、43ページをお願いします。

9款地方交付税、1目地方交付税6,228万6,000円の追加でございます。1目特別交付税で6,228万6,000円。ご承知のとおり、特別交付税につきましては、去る3月20日に交付決定がされてございます。交付決定額は1億7,544万9,000円でございます。当初予算が1億1,316万3,000円ですので、その差

額分6,228万6,000円を今般追加補正するものでございます。

なお、17年度と比較しますと、17年度決定額は1億9,591万8,000円でございますので、率にして10.4パーセントの減、額にして2,046万9,000円が17年度と対比して減少してございます。

次に、44ページです。

17款繰入金、1目財政調整基金繰入金4,444万3,000円の減額でございます。1節で財政調整基金繰入金4,444万3,000円の減額でございます。今回の減額によりまして、当初2億8,000万円の取り崩しを予定してございましたけれども、今回の減額でゼロとなります。これは、さきほど交付税のほうでも申し上げましたように、普通交付税、あるいは特別交付税等々の部分で財源調整した結果、このような結果になりました。18年度末現在の財調の残高でございますけれども、6億3,375万8,000円となるものでございます。次の町債については、さきほど説明しておりますので省略いたします。

以上、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（溝部幸基） 内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等がございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 以上で報告を終わります。

---

### ◎議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基） 日程第5 議案第1号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

丁子谷総務課長。

○総務課長（丁子谷雅男） それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

提案の内容につきましては、別冊の議案説明資

料をご覧くださいと思います。

1ページでございます。

1の改正の理由についてでございますが、これまで正職員が従事しておりました火葬場管理業務について、本年4月からは臨時職員による対応としたことから、本条例において特殊勤務手当の種類として掲げておりました火葬業務手当を廃止すべく、本条例の整理をするものでございます。

2の改正の内容につきましては、第2条の特殊勤務手当の種類及び第3条の特殊勤務手当の支給範囲及びその額に規定しております火葬業務手当に関する項目を削除するものでございます。

3の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用することとしております。

以上、簡単ですが議案第1号に係る提案説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番杉村志朗議員。

○1番（杉村志朗） 正職員から臨時職員になったから火葬場業務手当を廃止するというところでございますけれども、今後この作業員に関しては正職員の採用ということはありえないのですか。

○議長（溝部幸基） 丁子谷総務課長。

○総務課長（丁子谷雅男） ただいまのご質問につきましては、今回臨時職員で対応することによって正職員がなくなったので、その廃止をするということでございますが、将来的には火葬場の老朽化も含めて、絶対に正職員の採用はないということは言えませんが、こういう現在の財政状況の中で当面は臨職でいくと。

それで、今の特殊勤務手当の扱いについては正職員の部分に関わらず、数年前から国のほうでも国に準じた特殊勤務手当の整理をすべきという形で、ご存じだと思いますけれども、本州のほうでは不手当という形の中で、いろいろな部分が問題視された経緯がございます。当町の場合におきまし

でも、そういう状況に関わらず、これまで税務手当だとか、それから保育士の業務手当だとか、そういう部分を整理してきた経過がございますが、今回の部分につきましても、従前言われておりました不付手当という部分の中で、今回の正職の退職に伴いまして、この火葬業務手当についても廃止をしたいということでご提案を申し上げているところでございます。

ちなみに、近隣町では、松前町、木古内町という形で火葬場がございますけれども、この両町の部分については火葬業務手当の項目は特殊勤務手当としてはあがっておりません。

以上です。

○議長（溝部幸喜） 1番杉村志朗議員。

○1番（杉村志朗） まだ今後の含みもあるというような話でもございますので、あえてこれは削除しなくても、そのままあげて支給しないという方法も考えられるのではないですか。

○議長（溝部幸喜） 村田町長。

○町長（村田駿） 今の火葬場管理職員の関係につきましても、いわゆる私の考え方としましては、今後もできるのであれば臨職、あるいはまた葬儀屋さんとの委託の中で将来的に対応できないのかなど。やはり、今の町の財政状況と今後の見通しを考えると、正職ではなくて、総務課長が話されたとおり、松前、あるいは木古内でも正職ではなく、そういう扱いで対応しているわけがございます。

今の職員は非常に評判が良いということも重々に承知している中で、今臨職でお願いしているわけですが、今後はやはり正職ではなく、できるのであれば、今申し上げましたとおり臨職、あるいはまた委託関係の中で検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（溝部幸喜） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸喜） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸喜） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸喜） 起立多数であり、議案第1号は可決いたしました。

---

### ◎議案第2号 町税条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸喜） 日程第6 議案第2号町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田財務課長。

○財務課長（花田春夫） それでは、議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号町税条例の一部改正についてでございます。

提案内容の詳しい内容は、別冊の議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の提案理由についてでございますけれども、地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴いまして、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正内容についてでございますけれども、最近の社会経済情勢等にかんがみ、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、それと上場株式等の配当及び譲渡所得等の特例措置の適用期限の延長、さらには信託法の改正に伴う所要の規定を整備いたしまして、これらに関連する条文並びに文言等を整理するものでございます。

(1)として、町民税関係でございますけれども、アとして、信託法改正により、信託事業による法人税課税が課される個人、いわゆるみなし法人に対する課税の整備がされたこととございます。

これは、条例第23条関係でございます。

イとして、上場株式等の配当及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限の延長。これは、さらに1年。配当所得にあつては、平成20年の3月31日から21年の3月31日までの1年間。あるいは、譲渡所得については19年の3月31日が20年の3月31日。それぞれ、1年間延長されてございます。これは、附則第19条の3、それと附則第20条関係の条文の整理でございます。

次にウとして、租税条約実施特例法の改正により外国に支払った社会保険料を控除する。これは新設でございます、附則第20条の5の関係条文でございます。

次に(2)として、固定資産税関係ですけれども、アとして、バリアフリー改修による減額措置の創設。これは、対象工事の居住条件として3点ございます。1つは、65歳以上の方。それと、介護保険法の認定を受けている要支援者。それと、障害者。この3つが居住条件となります。これらの方が居住している住宅のバリアフリー改修工事をしたもので、そのうち補助金を除く工事費が30万円以上のものが該当となります。ちなみに、補助の部分については、介護保険法、あるいは障害者自立支援法の中でそれぞれ補助がされてございます。減額の内容でございますけれども、当該住宅の固定資産税には限度がありまして、一戸当たり100平方メートル。坪数換算にしますと、30.25坪以内の限定のものを工事完了した年の翌年度分を3分の1減額します。これは、1年限りの措置でございます、ただ今年から3年間の分について、それぞれ法の適用期間がございます。ただし、減額は1年限りということでございます。

それとイとして、鉄軌道用地における価格の特例。これは、ここに書いていますように、当町には該当しませんけれども、いわゆる駅ナカビジネスの商業地等の課税の特例が今回創設されました。これが附則第11条の3の関係でございます。

それと(3)として、町たばこ税でございます

けれども、たばこ税の特例課税を本則での課税に改正。どういうことか言いますと、これまで附則の特例税率を適用しておりましたけれども、これは附則第16条の2の第1項の関係でございますけれども、これを削除し、本則分でその分を課税する。ただし、これまでの税率、税額には変動はございません。そういう内容でございます。これが条例第95条関係でございます。

3の施行期日等についてでございますけれども、(1)として、公布の日から施行いたしまして、平成19年4月1日から適用するものでございます。

(2)として、ただし、次の事項に係る規定の施行日は次のとおり5点ございますけれども、アとして、第23条及び第31条第2項の改正規定。これは、いわゆる信託法の改正関連分ですけれども、これは信託法の施行の日というふうになってございます。

それとイとして、附則第17条の2第3項の改正規定。これは相続等の買換え等特例廃止等の租税特別措置法改正関連規定によりまして、平成20年の4月1日から適用ということでございます。

それとウとしまして、附則第19条の2第1項の改正規定。これは証券取引法改正関係でございますけれども、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日というふうになってございます。

次にエとして、町民税に関する経過措置でございますけれども、さきほど申し上げました条約による外国に支払った社会保険料控除。この部分につきましては、平成19年4月1日以降に支払われたもの、控除されたものが適用されるということの規定でございます。

オとして、固定資産税については、平成19年度以後について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、従前の規定に基づいて課税するということでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わり

ました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立多数であり、議案第2号は可決いたしました。

---

### ◎議案第3号 丸山団地町営住宅建設 工事の内建築主体工事請負契約の締 結について

---

○議長(溝部幸基) 日程第7号 議案第3号丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

丁子谷総務課長。

○総務課長(丁子谷雅男) それでは、引き続き議案の11ページをお願いいたします。

議案第3号丸山団地町営住宅建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について。

提案の理由につきましては、議案説明資料のほうをご覧いただきたいと思います。

4ページでございます。

入札状況調べを記載しておりますが、本工事につきましては、去る4月20日に、町内建築業者格付Aクラス6社及びBクラス4社の計10社による4つの特定建設工事共同企業体によりまして、指名競争入札の結果、1回目で金澤・小鹿・柏崎特定建設工事共同企業体が1億1,812万5千円で落札をいたしました。

この結果、契約金額が5千万円を超えますので、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、4ページの部分に各業者の入札価格等を含めて記載をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、入札の落札率につきましては、97.74パーセントとなっております。

以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立多数であり、議案第3号は可決いたしました。

---

### ◎議案第4号 財産の取得について

---

○議長(溝部幸基) 日程第8 議案第4号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田財務課長。

○財務課長(花田春夫) それでは、議案の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号財産の取得についてでございます。

提案の内容を説明申し上げます。

本件につきましては、さきの特別委員会におい

でもご審議いただいた内容でございますけれども、導入に当たりましては、資料提供のあった3業者の中から安価で優位性のあるSEC社のシステムを採用することといたしました。

また、情報保護等の観点から、基幹系業務と情報系業務をそれぞれ分離した形でのシステムで運用することとしてございます。このたび取得に係る一連の諸手続も終えてございますので、取得する価格が1,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1の取得する財産、2の取得する数量、財産につきましては住民記録等電算システム及び電算機器等一式でございます。3の取得価格でございますけれども4,935万円。さきほど、冒頭の町長のあいさつでもふれておりましたように、特別委員会で最終的にご提案した金額が5,040万円ということでございますので、さらにその金額より105万円安価となっているものでございます。4の契約の相手方ですけれども、北海道市町村備荒資金組合でございます。5の取得の方法については、随意契約によるものでございます。

若干の補足説明を申し上げますので、議案説明資料の5ページをお開きいただきたいというふうに思います。

1の取得する財産の種類及び数量、別紙1でございます。これは、6ページから8ページに添付してございます。のちほど、詳細についてご説明申し上げたいと思います。

2の取得価格については、さきほど申し上げましたように4,935万円。

(1)のソフトウェアの内訳。1の住民記録システム、印鑑・選挙等を含んで数量は一式でございますけれども、金額で1,030万円。以下、12番の財務会計システム一式1,500万円まで、合計しまして4,727万5,000円というふうになってございます。それから、さらに値引き額、消費税等を勘案しますと、合計で3,187万3,800円というふうになるものでござい

ます。

5ページのほうに、もう一度お戻りいただきたいと思います。

(2)としまして、機器でございますけれども、これは7ページから8ページに添付してございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

(2)の機器内訳でございますけれども、1の住民情報総合システムサーバ、数量は一式、購入金額181万1,000円というふうに提示しておりますけれども、それから次ページの12番の通信部材一式88万400円というふうになっておりますけれども、合計しまして2,591万9,650円。それから、さらに値引き額、消費税等込みで合計額としては1,747万6,200円。合計しますと、さきほど申し上げました4,935万円という内容でございます。

次に3として、譲受代金の償還シミュレーションが別紙2のほうに記載しております。

9ページをお願いいたします。

特別委員会の中でも、財源計画としては備荒資金組合の、いわゆる車輛・防災資機材譲渡事業資金を活用するといったことでご提案してございます。名称はさきほど申し上げましたので省略いたしますけれども、引渡期日としましては、今年の6月25日を予定してございます。代金が4,935万円でございますので、代金支払日も19年の7月1日を想定してのシミュレーションでございます。利率が1.1パーセント、これは4月1日現在の政府資金の利率。5年以内の利率が確定してございますので、この利率を採用するということでございまして、平成19年度から平成23年度までの5年間で償還をします。右側のほうに償還金を書いてございますけれども、1.1パーセントの利率ですと利子が合計で162万8,806円。それに元金の分を換算しますと、合計で5,097万8,806円という想定でございます。

ただ、さきほど申し上げましたように、引渡期間、代金の支払期間が変わる場合もございますので、その辺は若干の変動があるかなというふう

に思いますけれども、シミュレーションとしてはこういう形で整理していきたいということでございます。

なお、本議案に関連しまして、このあと住民記録等のシステムを採用する業者の決定を受けて、一般会計での後期高齢者医療制度のシステムの導入。さらには、国保会計におけるシステム改修等の補正予算が本議会に提案されてございますので、のちほど説明を申し上げますけれども、関連いたしますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3番滝川議員。

○3番（滝川明子） 確認の意味でお聞きしたいのですが、ソフトウェアと機器を合計しまして、値引額が2,619万4,000円という大きなものになりますけれども、この値引きは特別委員会を重ね、担当の部分でも業者との交渉を重ねての結果ということ受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（溝部幸基） 花田財務課長。

○財務課長（花田春夫） 今、議員さんからご指摘のあったとおり、これまで何回か機器の選定も含めて、いろいろと協議しまして安くしてもらうように、そして最後には町長に見積書が来た段階で面談していただいて、町長からもその旨の議会の動向等も踏まえた中での値引きをお願いして、こういう結果になってございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（溝部幸基） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を

終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立多数であり、議案第4号は可決いたしました。

---

### ◎議案第5号 平成19年度福島町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（溝部幸基） 日程第9 議案第5号平成19年度福島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田財務課長。

○財務課長（花田春夫） それでは、議案の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号平成19年度福島町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ755万5,000円を追加いたしまして、総額を31億1,535万4,000円とするものでございます。

補正の内容について、若干補足説明いたします。まず1つは、町道松浦2号線の道路補修工事として136万円を追加してございます。それと、平成20年4月から施行されます後期高齢者制度に係る電算システムの導入経費を619万5,000円追加してございます。

それでは、歳出のほうから説明申し上げますので、事項別明細書の23ページをお開きいただきます。

3款民生費、1目社会福祉総務費619万5,000円の追加でございます。13節で後期高齢者市町村システム導入等委託料619万5,000円の追加でございます。システムの導入は、医療制度システムのパッケージ、これは共通情報管理、あるいは比較管理、賦課業務、それと収納業務と

いったパッケージのものがひとつございます。

それと、もう1点は市町村導入にあたってのデータセットアップ、異動情報、システムネットワーク、あるいは保険徴収システムを構築しないとならないと。さらには、導入にあたって住民記録システムの改修もしないとならないということで、これも3点セットで619万5,000円補正をお願いするものでございます。

次に、24ページをお願いします。

8款土木費、2目道路維持費136万円の追加でございます。15節で松浦2号線道路補修工事費136万円の追加でございます。これについては、道路舗装止め縁石の沈下欠落によりまして、法面が崩壊しているということで危険でございますので、今回補正をするものでございます。詳しい内容につきましては、のちほど建設課長のほうから説明を申し上げたいというふうに思います。

次に、21ページをお願いします。

9款地方交付税、4目地方交付税445万8,000円の追加でございます。1目普通交付税で445万8,000円を追加するものでございます。今回の補正財源として留保して予定してございます普通交付税を追加し、財源調整するものでございます。

次に、22ページをお願いします。

13款国庫支出金、1目民生費国庫補助金309万7,000円の追加でございます。2目で後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金309万7,000円の追加でございます。これは、補助基準620万円でございますけれども、それ以内に収まってございます。その補助率が2分の1の309万7,000円ということでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（溝部幸喜） 新山建設課長。

○建設課長（新山佳隆） 議案説明資料の10ページをお願いします。

松浦2号線の道路補修工事でございますけれども、去る4月12日に松浦町内会長から当該町道の法面が崩れているので現地調査をしてほしいと

いう旨の連絡がありまして、建設課で調査をしたところ、国道側から町道の基点約75メートル付近の道路舗装止め縁石が沈下、滑落しておりまして、延長は約9メートル、法面が約2.6メートル崩壊して危険な状態で、現在はシートを被せてございます。

なお、原因については経年的な法面崩壊によるものと考えられます。復旧の内容については、この10ページに書いているとおり、完成断面図のように積ブロック工が7メートル、その上の道路に防護柵が9メートルを施工する。それから形としては、既設のコンクリート擁壁の上から積ブロックを施工することによって、道路幅員が約60センチメートル拡大されるという復旧内容でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

11番加藤議員。

○11番（加藤雅行） この町道松浦2号線に絡んでかどうかで、ちょっと伺います。

海岸線を見ていまして、松浦川の河川の海のところ汚濁水でしょうか。それとも上流部から流れてくる砂利等のためか、ブロックというか土留をするような施設が入っているのですね。一時、汚濁水が一部流れたことがあるのですけれども、このことに関して言えば、この原因というのは護岸の崩壊によって出たものとの関連性というのはどうなっているのか。そのことに関してお願いします。

○議長（溝部幸喜） 新山建設課長。

○建設課長（新山佳隆） 現在、松浦橋の国道の根固め等を実施してございますけれども、汚濁水が出ている関係については、この崩壊とは関係ございません。

○議長（溝部幸喜） 11番加藤議員。

○11番（加藤雅行） 関係ないということは、別の町道に関わる橋に絡んだところの工事の結果として出たということになるのですね。

そういうことであれば、時期的な問題からいって工事に入ったときに、今の時期はちょうど春のヤリイカ漁からサクラマス、マス漁の最中のいちばん大事な時期に漁師さん方が直面している事態なのです。そういう形から言えば、今回このあとも工事に絡んでどういうふうなるかはわかりませんが、この工事に関して言えば、そういうものが出来からの処理というふうなことになるのかどうなのか。今回、極端な雨というのはずっと降っていないのです。それでいて、汚濁水が出ていくということはどういうことになっているのか。それから、出来からの判断としてああいうふうなことになるのかどうなのか。そこら辺、担当課としてどういうふうに捉えているのかをお願いいたします。

○議長（溝部幸喜） 新山建設課長。

○建設課長（新山佳隆） 現在、松浦橋、それから国道の根固めをやっている関係、床掘り関係で汚濁水が出たという報告は受けてございません。それでシクナーなり、その他増設したりなどをして、現在施工してございます。

それと、今の積ブロックの関係ですけれども、松浦橋の改良工事からだいたい80メートルか90メートルくらい上流になります。これは直接河川等には関係ございませんので、松浦の集落、沢の中には約10戸くらいあるのですけれども、その上の道路でございます。川とか河川に絡むような工事ではございません。

○議長（溝部幸喜） 11番加藤議員。

○11番（加藤雅行） 私が聞いているのは、その汚濁水が出てから対応されていたのかどうか。そこら辺の確認はどういうふうになっているのか。それとも、あれは国道に絡む問題で直接町側のほうの問題ではなくて、開建通しての工事をされた問題の中で行われているのかどうか。

私が言っているのは、こういう問題が発生してからやるのでは対応が遅すぎると。そういうふうなものの対応はどういうふうにしたのかと、これは2回目の質問なのです。今回の問題もこの工事をやれば、当然土木工事なのです。そう

すると、いくら川の上流部分であっても、上流に直接関係なくてもそういうふうな可能性があるのではないかと。単に甘く見ていくと今回のような事故になる可能性があるのではないですか。これは、業者のほうに対してもそういうふうなものに対する配慮というのは行われたうえで工事なのかどうなのか。そこら辺に対して、担当課長として今回の事故に関して言えば、どういうふうに町側のほうで捉えていて行われているのか。やっている工事の中で言えば、私もそこら辺がよくわからないのです。つぶさに全部調べているわけでもございません。

ただ、言えることは、本当に大事な時期にそういうふうなことがあるというのは非常に残念だと思って私は質問しているのです。こういうことを捉えて、お答えしてください。

○議長（溝部幸喜） 竹下副町長。

○副町長（竹下泰弘） 加藤議員が質問されている内容はよくわかりますけれども、まず町道松浦2号線というのは松浦川と沢に向かっているのですけれども、川と道路が離れていて近くにはないのです。

ですから、さきほど建設課長も説明してはいますが、道路の崩れた部分は既設の擁壁があるのですけれども、その部分を法面整形して昔あったのですけれども、今回は経年的な劣化で法面が崩壊して、そして道路の縁石が落ちてしまって急な状態になったと。施工する段階では、今の既設の擁壁の上に積ブロックをしますので、まず汚濁水は全く関係ないということでございます。

それで、さきほど言ったように松浦橋の補強の関係ですけれども、これは開発建設部の仕事でございます。施工業者、建設課、産業課の水産グループといろいろ打ち合わせをして、松浦橋の国道橋の根固めをするわけでございまして、それから擁壁が少しやせていますので、その腹付けをする。そういう工事も一連として開発建設部で発注をして、今やっているわけでございます。

汚濁水の関係につきましては、さきほど来、産業課長と建設課長に言っておりますけれども、

仮締切りをきちんとしているのだけれども、汚濁水が出てくるのだという話で、これは2回目なのです。1回目には、だいたい架設がちょっと不十分で出たのではないかということで、昨日の夕方その報告を聞きましたので、もちろん組合さんにもお伺いして説明しろと。そして利害関係がある関係者にもきちんとして説明しなさいということでございますので、今その内容についてこれから両課の管理職で相談して、きちんとして整理していきたいと思っています。

確におっしゃるとおり、起きたからやるのではなく、それが起きるだろうということは想定されるわけですから、きちんとして請負業者のほうでもやるということの約束の中でやった仕事でございますけれども、それが一部やらなかったわけではないのでしようけれども、やり方にちょっと問題があって汚濁水が出たということでございますので、2回目ですから、このようなことのないように開建さんの仕事であっても、やはりまちの仕事でございますから、これからきちんとして整理していきたいと思えます。

○議長（溝部幸基） そのほか、質疑ございませんか。

9番要田議員。

○9番（要田東） 説明資料10ページの平面図に出ているコンクリート舗装の幅員2.5メートルとなっています。そして下の断面図を見ると、現況と完成断面図では幅員が違うように見受けられるのですけれどもどうなのでしょう。

既設のコンクリート擁壁は、やはりこの法面というか、傾斜というか、その上の道路を含めての土砂を崩れないようにするための擁壁だと思えるのですけれども傾斜が緩い。完成したときの傾斜は強くなっていますし、その辺のところはどういうことなのか説明をお願いします。

○議長（溝部幸喜） 竹下副町長。

○副町長（竹下泰弘） さきほども建設課長が説明しましたがけれども、現在の舗装幅員は2メートル50センチです。これには既設の擁壁に積ブロックを法勾配4分で詰めますと崩壊した法面よ

りは余裕が出てくるのです。崩壊した法面は、左側の図面を見ていただければわかりますけれども、崩壊面の法勾配よりは完成断面の積ブロックが4分の法でございますから、ここにはまってしまうと、法面が立って、なおかつ安全性があつて幅員が広がるということでございます。

ですから、2メートル50センチより広がるというのは工作物を施工した段階で、このくらいの法なのですが、立ってきますので、残りの分の幅員が広がるということです。これは、道路付近として取り扱うわけではないのです。あくまでも道路付近は2メートル50センチですけれども、その部分が60センチメートルくらい幅が広がりますけれども、その中に転倒しないような形で防護柵をやっておくということでございまして、道路幅員としては2メートル50センチを全部直線的に通している。

そして、その部分を張り芝なりしても、また危険性があるからコンクリート舗装で、この図面に出ているとおり、積ブロックの上から既設の舗装面までコンクリートを入れてやるということでございますので、理解をしていただきたいと思います。

○議長（溝部幸喜） 9番要田議員。

○9番（要田東） 確認ですけれども、道路の幅員は2.5メートルのまま。しかし、その防護柵までの60センチメートルほど、それはコンクリートですからタイヤであがっても、そこを車がちょっと通っても大丈夫という状況ですね。私が心配するのは、既設のコンクリート擁壁がやはり上の道路、土砂を支える強度でつくられたものなのですよね。そこに積ブロック、砂利とか、そういうものが擁壁の上に増えたということですから、その安全性がどうなのかなという心配があつたものですから質問したわけです。専門家がやることですから、その辺はきちんとして計算してやっていることは思いますけれども、もう1回お願いします。

○議長（溝部幸喜） 竹下副町長。

○副町長（竹下泰弘） 要田議員おっしゃると

おりでございます、これは積ブロックと既設の擁壁、新設でも結構なのですけれども、この工作物の施工の雛形があるのです。下のコンクリート擁壁の法勾配を何分なら何分でやった場合、高さがいくらか、それから上にあげる分のブロックの重量と高さという制限が構造計算上、雛形としてあるのです。それはブロックのカatalogなどにも載っているのですけれども、それを超えない範囲でやれば、今要田議員がおっしゃっているように、安全的なものについては事前に滑り面の安定計算もしているということで、私どももずいぶんとそういう仕事をしていますけれども、ほとんどはそういう一定の許容までの施工の範囲でやっているということでございます。

○議長（溝部幸喜） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立多数であり、議案第5号は可決いたしました。

---

◎議案第6号 平成19年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基） 日程第10 議案第6号平成19年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川岸町民課長。

○町民課長（川岸勤） それでは、臨時会議案の25ページをお願いいたします。

議案第6号平成19年度福島町国民健康保険特別会計補正予算の提案内容についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出とも249万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,395万円とするものでございます。今回の補正の内容につきましては、平成20年4月より始まります75歳以上の方等を対象としました新たな医療制度、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険特別会計での電算システムの改修が必要となるための改修委託料の追加補正でございます。なお、改修費用の全額が国庫補助金で歳入補てんされますので、国保会計での負担はありません。

それでは、予算の内容について説明しますので33ページをお願いいたします。

1款総務費、1目賦課徴収費、13節委託料、国保保険者システム等改修委託料で249万9,000円の追加でございます。システム改修の委託内容は、さきほど説明しましたとおり、後期高齢者医療制度の創設に関連しまして、国保システムを改修するものでございます。具体的なシステム改修内容につきましては、75歳以上の方を国保から一括喪失させる処理と、今後誕生日に満75歳に達する方を順次国保から後期高齢者へ移行させるシステム改修です。

また、国保税の算定におきましても、現在は医療分と介護分の2方式で算定しておりますけれども、今後は後期高齢者医療制度への支援金が発生するため、支援金を含めた3方式での国保税の算定となるためのシステム改修となります。

また、年金を受給している65歳以上の国保加入者の世帯主に対する国保税を年金から天引きできるシステム導入での改修処理と合わせて高額医療費の算定におきまして、国保の給付費と介護の給付費を合算しまして、高額医療費を支給するというシステムの改修処理でございます。

なお、今回のシステム改修に伴う当町国保に

対する国庫補助の交付基準額は250万円が限度額となっております。250万円以内であれば、国保会計及び一般会計の負担が伴わないという補助制度となっております。

それでは、歳入を説明しますので、31ページにお戻り願います。

3款国庫支出金、2目後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金、科目新設でございます。1目で後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金249万9,000円の追加でございます。さきの提案理由及び歳出の説明のとおり、システム改修委託料の全額が国庫補助で補てんされるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（溝部幸喜） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸喜） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸喜） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸喜） 起立多数であり、議案第6号は可決いたしました。

---

### ◎閉会の議決・宣告

---

○議長（溝部幸喜） 以上で、本議会に付議された案件の審議を、すべて終了いたしましたので、平成19年第2回福島町議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸喜） ご異議なしと認め、平成19年第2回福島町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

---

（閉会 午前11時06分）